

2月26日（月）

令和 6 年 2 月 26 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

1 番	齊藤了介	(志誠会)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久	(同)
5 番	川添博	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	荒神稔	(同)
7 番	福田新一	(同)
8 番	本田利弘	(同)
9 番	山内いっとく	(同)
10番	山口俊樹	(同)
11番	下沖篤史	(同)
13番	瀨砂守	(同)
14番	黒岩保雄	(緑風会)
15番	脇谷のりこ	(親和会)
16番	松本哲也	(県民連合立憲)
17番	山内佳菜子	(同)
18番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	後藤哲朗	(同)
21番	山下寿	(同)
22番	佐藤雅洋	(同)
23番	野崎幸士	(同)
24番	安田厚生	(同)
25番	日高利夫	(同)
26番	内田理佐	(同)
27番	冨師博規	(無所属の会 チームひまわり)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	武田浩一	(同)
34番	山下博三	(同)
35番	日高陽一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	外山衛	(同)
39番	日高博之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	米良勝也
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 代表質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問いたします。

本県の総合農業試験場の前身であります宮崎県農事試験場は、1899年(明治32年)に設立されております。置県後16年目のことでありませう。

昭和60年発行の「試験場だより」に掲載された宮崎県総合農業試験場の一文から引用しますと、

置県当時の本県は、交通運輸の便がなく、隔絶の孤島に等しい状態にあつて、土地面積に比して人口が希薄、民度が低く、商工業もまだ発展していなかったこともあつて、家庭副業を伴う茶や養蚕は盛んであつたが、普通農事は非常に立ち遅れていた。

しかし、当時は、農家戸数が県内総戸数の80%前後を占める農業県であつたことから、県勢振興には「農業の振興」が欠かせぬ要件であつた。

本県第3代知事、岩山敬義は、明治21年～23年ごろ、盛んに「農業振興の必要」を説き、先進府県の学士、篤農家を招いて農業技術の導入および改善を図つた。

文献によれば、明治23年に、当時農業の最も発達していた福岡県から2名の農業教師を招いて、24年まで指導に当らせ、その翌年に

は、これを見習つて各郡域にそれぞれ1～2名の農業巡回教師を置き、農事の改良普及活動を行っている。

一方、農業技術に対する認識は深まり、その機運を反映して、明治28年には県立尋常中学校に農業専修科が付設され、翌29年には各郡に農業講習所が開設された。

その後、一般的教育学問のみでは進歩発展しつつある農業技術の指導ができない情勢となり、「農事試験場設立」の機運が急速に醸成され、明治30年11月の通常県議会に建議、翌31年に議決、32年6月6日に設立されることになった。

設立当初は場長以下職員2名、用地面積約2.3ヘクタールで、県内外から多数の品種を収集して比較試験を行い、優良品種を選出する試験研究業務のほか、その試験成績によつて、一般農業の改良を指導するという、最高の農業教師の役割をも兼ね備えていた。

とありまして、農事試験場設立当時の時代背景がうかがえます。

執筆者の鬼束秋隆氏は、総合農業試験場に在籍された県職員OBの方と伺っています。

読み進めますと、

戦後、当試験場は食糧増産態勢の中で、農業技術および指導の拠点となり、重要な役割を果たしてきたが、諸制度の改革により、昭和25年には「宮崎県農業試験場」と改称。

昭和28年には、本県の気象的特殊性、ついでは台風災害の頻発に鑑み、これの対策研究をするため、気象災害研究室を設置。

宮崎県においては、1960年代の農業の転機を早くから予測し、国の農業基本法制定に先立って、県独自の立場から、新しい農業事情に対処する農政の方向を示す「宮崎県防災営

農基本構想」が策定されていた。

この基本構想は、宮崎県の農業を停滞させている自然的、社会的、経済的要因を克服して農業生産の安定を期し、農業所得の増大と生活水準の向上を目標に、とくに防災的見地からの農業の再編成を指向したものであって、この構想を具現するため、昭和35年に「防災営農計画」が樹立され、総力を結集して農業の近代化へ邁進してきた。

とりわけ「早期水稻を中心とした新作体系の確立」「冬季の温暖多照という気象条件を生かした施設園芸や畜産の生産拡大」は本県農業を飛躍的に発展させ、高く評価されるべきものであった。

とありまして、置県以来、県勢発展に果たしてきた本県の農業の役割と、農事試験場、農業試験場の役割の、歴史的な重要性の一端に触れることができます。

農事試験場設立から125年。今週28日に行われます総合農業試験場研究成果報告会のプログラムを拝見しますと、試験研究の対象品種は今や多種多様にわたり、スマート農業など機械的技術開発の進展と併せて、当たり前ではありますが、当時とは隔世の感があります。

農業関係者からは、総合農業試験場の試験研究活動とその成果に一層期待する声がある一方で、「研究開発が民間企業に先を越されている」「気候変動に対応する品種改良が遅い」「県は研究者の確保や育成を真剣に考えているのか」など、厳しい御指摘も伺っています。

現在の総合農業試験場の試験研究活動と成果に対する評価と、これからの本県農業の振興において、総合農業試験場が果たす役割についてどうお考えか、知事に伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて

行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

総合農業試験場は、農業生産を支える試験研究機関として、新技術の開発や新品種の育成などに取り組んでまいりました。これまで、宮崎方式残留農薬分析技術の開発や、水稻のヒノヒカリやスイートピーの新品種の育成など大きな成果を上げてきており、本県農業の発展に寄与しているものと評価しております。

一方で、本格的な人口減少や高齢化に加え、地球温暖化に伴う栽培環境の変化や、世界情勢を背景とする資材価格の高騰、さらには、国内外における環境問題への関心の高まりなど、農業を取り巻く情勢は大きな転換期にあり、試験研究に求められるニーズも高度化・多様化しております。

このような中、本県農業がさらなる発展を遂げるためには、生産性向上と持続可能な農業の両立や、地域に即したスマート化など、新たなニーズに対応できる革新的な技術開発と、より迅速な成果の普及が必要であると考えております。

このため、総合農業試験場は、高度で革新的な技術開発を通じ、新時代の扉を開く技術開発拠点として、さらには、県民に広く親しまれる開かれた試験場として、農業関係者及び県民の期待に応えてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○坂本康郎議員 今年度、県は農業試験研究体制強化事業に着手いたしました。

事業の背景と、今後どのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 総合農業試験場ではこれまで、水稻やお茶、花卉等の新品種

育成や、宮崎方式残留農薬分析技術の確立など、多くの品種や技術を開発し、本県農業の振興に貢献してきました。

一方で、農業を取り巻く情勢は大きく変化し、スマート化や気候変動を踏まえた新品種開発、環境負荷低減対策など、新たな課題への対応が求められております。

このため、本事業により、研究体制の強化に関する方向性について民間企業へ調査を委託し、農業情勢を踏まえた研究ニーズの把握、試験場の現状分析と課題の抽出等を行い、その対応策を整理しているところです。

今後は、この事業の成果を活用し、高度な研究ニーズに対応できる研究体制の構築を検討してまいります。

○坂本康郎議員 冒頭に県の防災営農計画に触れましたが、当時と比べますと、日本の農業が技術面や経営面、あらゆる面において多様化、複雑化しており、本県農業を取り巻く環境も大きく変化しております。

ただ、農業従事者の減少や高齢化の急速な進行による生産基盤の脆弱化など、本県農業の直面する課題に対して、農業が魅力的な産業として担い手になる人材を引きつけるためには、農業生産者の所得を向上させ、生活の向上を図っていくという本質は、今も何ら変わっていないように思います。

物をつくって売ることをなりわいにする、あらゆる産業がそうでありますように、本県の農業において、いいもの、高く売れるものを研究開発し、世に出していく、その重要な役割を総合農業試験場は担っており、そこに関係者の皆さんは大変期待しておられます。

稼げる農業、魅力ある産業としての本県農業の振興のために、県はより強力な研究体制の構

築を目指して、この強化事業に取り組んでいただきたいと思います。

次に、研究開発のための人材育成に県はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 高度化・多様化する農業の現場ニーズに対応し、的確かつ迅速に技術開発を行うためには、幅広い視野や多様な知識、新たな技術への対応力を兼ね備えた研究員の存在が不可欠であります。

このため県では、試験研究人材に関する育成方針を策定し、専門性や経験年数に応じた研修体系に基づき、国の専門機関等への派遣や専門家を招聘した研修等を実施し、研究員個々の資質向上に取り組んでおります。

また、学会発表や論文発表、学位取得を支援し、国レベルの共同研究の中核となり得る企画力を備えた人材育成に努めております。

引き続き、本県農業の発展に資する試験研究を展開するため、優れた研究人材の育成に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 資金面や技術面、開発後の商流などを踏まえた、地元JAや民間企業と連携した、より積極的な共同研究、共同開発が必要と考えますが、県の取組を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 総合農業試験場では、技術の高度化や革新的技術の開発・普及に向けて、生産現場はもとより、組織の枠を超えた、国や企業、団体等と連携した共同研究を進めております。

近年は、農業団体と連携した施設キュウリ等の養液栽培技術の確立、民間企業と連携したお茶の加工技術や農産物に含まれる機能性成分分析技術の開発などに取り組んでおります。

今後も、本県の試験場が培ってきた栽培技術

や、新品種育成等の強みを生かすとともに、お互いの技術やアイデア、資源等を活用した共同研究に積極的に取り組み、さらなる革新的技術の創出を目指してまいります。

○坂本康郎議員 次に、平和行政について質問をいたします。

広島市の平和公園に建つ原爆慰霊碑は、世界最初の原子爆弾によって壊滅した広島市を、平和都市として再建することを願って設立され、中央の石室には原爆死没者の名簿が納められています。

その石棺の正面には、「安らかに眠って下さい 過ちは繰返させぬから」との碑文が刻まれており、この碑文は、全ての人々が原爆犠牲者の冥福を祈り、戦争という過ちを再び繰り返さないことを誓う言葉であることを、広島市が市の見解として表明しております。

昨今の国際情勢は、ロシア・ウクライナ、イスラエル・パレスチナなど国家間の戦争状態が長期化しており、当事国のみならず、周辺地域や関係する国々へ連鎖する危険をもち込んでいます。

日本においては、周辺国の軍備拡大によって緊張が高まっており、どうやって国を守るのか、国の安全保障の在り方が問われる一方で、戦争という過ちを決して繰り返してはいけないという平和の理念が一層問われております。

そこで知事にお伺いします。他県を見ますと、平和への取組の意識が高い印象のある広島県や長崎県、沖縄県だけに限らず、千葉県や神奈川県をはじめ、県が行政自治体として平和への意思表示をし、それに基づいて平和事業などの取組を行っているところが見受けられますが、知事は、広島県出身の御自身の経験なども踏まえ、本県の行政自治体としての取組の在り

方についてどうお考えかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 我が国を取り巻く国際情勢は、これまでにないほど不安定さを増しております。安全保障、核軍縮などの国際協調の推進、国民の平和意識の醸成など、恒久平和の実現に向けた取組がますます重要になっているものと認識しております。

私自身、戦艦大和も建造された海軍工廠のある呉で生まれ育ちました。様々な映画でも描かれた呉も壮絶な空襲を受けております。祖父母や両親から直接その話を聞いて、本当に怖いなということを感じましたし、原爆の惨禍を経験した広島における平和教育を受けたと、そのようなことが平和の尊さ、大切さを考える大きな契機となってまいりました。また、私自身が学生時代、外交官を志望していたのも、そのようなことが背景にあるところであります。

現在、我が国は、戦後生まれの世代が大半を占め、戦争を体験した世代の高齢化も進み、戦争の記憶の継承も難しくなっております。

私が戦没者追悼式などで必ず申し上げることは、直接あの戦争を経験した方も、また、その体験した方から直接話を聞いた我々のような世代も、いずれいなくなる時代が来るわけであり、そのときにあっても、しっかりと戦争の惨禍、平和の尊さというのを伝えていかなくてはならない、そのことを強く考えております。

県としましては、過去の戦争から学び、恒久平和を願い、国際社会に貢献する人材を育てる平和教育や、県内の戦争経験者などの体験談、戦争に関する遺跡、遺品などを通して、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に継承していくことが重要であると考えております。

○坂本康郎議員 同じ視点で教育長にお伺いします。

国民の間で、国防、安全保障に関する問題意識が高まる中であって、国を守るための策を案じる一方で、過ちを繰り返さない理性を保ち続けることが求められる時代であります。これは今だけの問題ではなく、今後、将来にわたって、どのような道をたどっていくのか、次の世代が賢明な判断をするための材料を残し、伝えていく責任が私たちの世代にはあります。

次世代の子供たちを教育する学校において、平和教育はどうあるべきとお考えかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在の日本の平和は、戦争を経験した先人たちの真摯な努力の成果であり、私自身も、教員生活の中で折に触れて、普通に生活できることのありがたさや、今の当たり前前の尊さを、平和の大切さとして子供たちに伝えてきました。

本県の学校教育においては、我が国が掲げる平和主義の意義や、平和的な国際社会の実現に向けた自らの果たす役割などについて、主体的に子供たちが学びを深めることができるよう取り組んでいるところであります。

このような学びを通して、今の時代に生きる子供たちが、世界の平和や人類の幸福に貢献していこうという気概を持つ人材に育っていくことを願っております。

○坂本康郎議員 具体的には、学校、主に小中学校などでは、どのような学習が行われているのか、平和学習の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 小中学校段階において、子供たちは、各教科等の授業や様々な活動を通して、平和学習に取り組んでおります。

例えば社会科では、過去の戦争の教訓を学ぶだけではなく、現在、世界で起きている紛争等

についても考えるとともに、平和な社会を築くためには日本や自分はどのようにしていくべきか、自分事として深く考える学習に取り組んでおります。

また、総合的な学習の時間における調べ学習や、学校行事における戦争体験者の方の講話、動画の視聴等を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さを実感する学習にも取り組んでおります。

今後子供たちが平和で民主的な社会の創り手となるよう、市町村と連携しながら平和学習を推進してまいります。

○坂本康郎議員 本県におきましては、戦争の記録や資料の保存について、福祉保健部の指導監査・援護課がその仕事に当たっておられます。これは、戦傷病者及び戦没者遺族への援護について、厚生労働省が所管していることから、県においても業務上、遺族や遺族会と関わりが深いということで、そのようになっているものと理解しております。

指導監査・援護課が管理しているホームページ「宮崎の戦争記録継承館」を拝見しますと、本県に関係する相当数の戦争の記録資料が精細に整理、体系化されており、地方の戦争記録としてあまり類を見ない、大変秀逸な内容になっております。

学校の平和学習の教材として積極的に活用すべきと思いますが、難を言いますと、ページの更新が2018年で止まっておりまして、私の目から見ましても、ページの体裁・デザインが古めかしく、子供や若い人向きではない状態で、せっかくの内容がもったいないと思っております。

この「宮崎の戦争記録継承館」について、どのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」は、戦後長期間が経過し、戦争の記憶が風化していく中、戦中戦後の悲惨な体験や、戦没者の御遺族の思いを次世代に伝えるため、県内から収集した遺品等の戦争に関連する資料を整理して、平成20年度に開設しております。

内容としては、宮崎県平和祈念資料展示室で公開している遺品の写真や解説、県内各地の戦争の痕跡・慰霊碑等の紹介、戦争体験者の証言映像等を掲載しており、昨年度のアクセス数は8,000件余となっております。

ホームページ開設以来、15年以上たっておりますので、他県の状況を参考に関係者と意見交換を行いながら、子供たちをはじめ幅広い世代に利用していただけるよう、議論を深めてまいります。

○坂本康郎議員 戦時中の施設や戦災跡地などの、いわゆる戦争遺跡について、昨年、共同通信社がアンケートを集計し、その結果が地元紙にも掲載されました。

それによりますと、本県におきましては2015年頃に県内の戦争遺跡を把握するための調査が行われているようでありますが、この調査の内容について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員の御質問にありました戦争に関する遺跡等の調査につきましては、平成27年に市町村に対して聞き取りを行い、所在地などのデータについて取りまとめを行ったものであります。

その結果としまして、掩体ごうなど戦争関連施設が残る遺跡34件、施設自体は残っていない遺跡12件、慰霊碑や記念碑23件を確認しております。

○坂本康郎議員 その共同通信社の取材に対し

て、教育委員会の文化財課が対応していたため、今、教育長に御答弁いただいたわけですが、確認しましたら、文化財の分野に「近代遺跡」というカテゴリーはあるそうですが、第二次大戦に関係する戦争遺跡について、文化財として取り扱うかどうか、はっきり整理されていないというのが実情のようであります。

次に、県内に現存する戦争遺跡のうち、ここでは、宮崎市本郷・赤江地区に残る掩体ごうについて取り上げます。

宮崎ブーゲンビリア空港は戦前、旧海軍の航空宮崎基地として建設され、戦時中の戦闘機や爆撃機の出撃、その後、特攻機の出撃にも使用され、判明しているだけで131の方が宮崎から出撃した特攻で貴い命を落とされています。

戦争末期、激化する本県への空襲から基地内の戦闘機、爆撃機を守るために、中型機用、小型機用合わせて50数基の掩体ごうが造られ、そのうち、有蓋掩体ごうと呼ばれるコンクリート製の屋根のついた掩体ごうが、現在、本郷地区に4基、赤江地区に3基、原形をとどめて残っています。

このうち、本郷地区の掩体ごうにつきましては、宮崎市が個人所有地にあったうちの1基を2021年に取得、コロナ禍で県外への旅行に行動制限がかかる中、県内の小中学校の平和学習の場所として活用されており、取得後、市によって、見学者用の駐車場や案内板の設置など整備がなされております。

一方、赤江地区の3基について、1基は個人所有地に、あとの2基は国有地にあつて、この国有地の2基を県の中部農林振興局が管理していることになっています。

赤江地区の掩体ごう2基の管理状況を農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 御質問の掩体ごう2基は、戦後間もなく行われた開拓事業により、旧軍用地を所管していた旧大蔵省から、その敷地とともに旧農林省への所管換が行われ、その後、売渡し等の手続がなされないまま国が所有している自作農財産であります。

県は、法定受託事務として自作農財産の管理を行っており、当該掩体ごうにつきましては、これまでに、侵入防止のためのフェンスの設置や、定期的な草刈りを実施しているところであります。

今後とも引き続き定期的に状況の確認を行い、適正に管理を行ってまいります。

○坂本康郎議員 今御答弁いただきました、県が管理する赤江地区の掩体ごう2基のうち1基を使って、現在、宮崎特攻基地慰霊碑奉賛会の皆さんが、平和学習でここを訪れる小中学校の児童生徒の受入れから見学コースの案内、御自身の体験も交えた子供たちへの学習の時間まで全てを、ボランティアの方数名で取り組んでいらっしゃいます。

先日、奉賛会の後藤徹夫副会長に御案内いただいて現地を視察いたしました。見学者を案内する1基の掩体ごうには、説明の案内板や、周囲から見学できるよう遊歩道が設けられており、そのための資金は、御自分たちで申請した宮崎市の「地域のお宝発掘・発展・発信事業」の補助金から捻出されております。

後藤さんは今年87歳、御自身が8歳のときに朝鮮半島で終戦を迎え、終戦直後の大混乱の中を母親と徒歩で朝鮮半島を南下し、ほぼ1年をかけて宮崎へ帰ってこられたという、想像を絶するような苦労を経験されました。「二度と戦争をしてはいけない。若い人たちにあんな経験をさせてはいけない」との思いで、高齢を押し

て平和事業のボランティアに取り組んでいらっしゃいます。

今後、掩体ごうの老朽化が進めば、いずれ県や国の判断で取り壊される日が来るのではないかということに関係者の皆さんは心配されています。この掩体ごうなど戦争遺跡の保存をどうするのか、次世代への平和継承の取組をどうしていくのか、行政自治体として判断しなければならないと思っております。

これまで県内の平和への取組は、戦争を体験された方たちの自発的な取組によって支えられていた面が大変大きかったと思っておりますが、戦争体験者の高齢化が進み、お亡くなりになる方も増えており、同時に戦争遺跡の老朽化も進んでおります。

県の取組、関わり方について整理をし、今後の方針を決めるための時間は非常に限られており、また、今回の質問で取り上げましたように、そこには、教育の要素や文化財の要素、戦没者遺族会との関係、所管に農政や国が絡むケース、それに、後ほど触れますが、観光的な側面など、多様な要素が含まれております。

県は、次の世代への継承のために、総合的、主導的に判断する役割を置いて取り組んでいく必要があると考えますが、知事の御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県内各地の戦争に関する遺跡や、戦没者の御遺族から収集した遺品等は、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える貴重な財産であります。これらを保存し、次世代、特に子供たちに継承していくことは、今を生きる私たちの重要な責務であると考えております。

こうした有形の遺産に加えて、例えば県内各地で行われているエイサーなどは、戦時中の沖

縄の疎開などを今に伝える無形の遺産ではないかと考えております。

これらの保存・継承につきまして、各部局がそれぞれの立場でこれまで取り組んでまいりましたが、戦後、長期間が経過し、戦争に関する遺跡の劣化が進むこと、また戦争を体験した世代の高齢化により、遺品の収集や当事者が体験談を直接伝えるのが難しくなっていくことが課題であると認識しております。

今後、他県の状況等も参考にしながら、将来にわたって保存や継承の取組が継続するよう、各部局の連携を密にして一体的に取組を進めてまいります。

○坂本康郎議員 これまで県の平和行政について、県議会におきましても論じられる機会があまりなかったものと認識しております。戦争遺跡の保存や平和継承のための事業に当たる人の問題、資金の問題など、県がどう取り組むべきか、賢明な判断をしていただくよう強く要望いたします。

最後になりますが、これは一度、令和4年9月議会の代表質問で知事に御答弁いただいておりますが、改めて質問いたします。

県の平和祈念資料展示室は、現在、遺族会館の1階に設置されており、戦争に関する資料や遺品など約300点が展示され、戦争の記録や記憶を風化させることなく、次世代に継承していくための役割を担っています。

ただ、展示スペースが大変狭く、知事の御答弁にありましたように、周辺の道路事情や収容人数の関係から、大型バスの乗り入れや、多くの来場者を一度に受け入れることが困難な状況があります。県民から提供される資料などの保管スペースが不足している問題も含めて、平和継承、平和学習の拠点として充実が望まれてお

ります。

また県は、教育旅行の誘致と定着促進を、観光推進の立場から重点事業に掲げています。コロナ禍以降、歴史学習、自然・環境学習と並んで、平和学習を教育旅行の目的とする傾向は続いておりますが、本県には平和学習のいわゆる目玉となる訪問先がありません。

そのため、九州観光機構が運営する「九州教育旅行ネット」におきましては、九州全県の中で宮崎と佐賀の2県だけが、平和学習のための訪問先がない県という扱いになっています。

そればかりか、今回リニューアルされました県の公式観光サイト「みやざき観光ナビ」を見ましても、お勧めの教育旅行モデルコースにおいて、平和学習をしたい場合は鹿児島県の知覧に行ってくださいというコース設定になってしまっています。

先ほど申しあげました県としての平和行政の在り方と併せて、この平和祈念資料展示室についても、訪問しやすいような、訪問したくなるような施設の再整備を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

参考までに申し上げますと、一昨年、北九州にオープンしました戦争資料館「平和のまちミュージアム」は、北九州市役所と隣接する公園内に位置し、施設面積は約940平米。本県の平和祈念資料展示室の約70平米からしますと相当な広さがありますが、立地環境も考慮した上で、例えば県庁5号館749平米の活用も視野に、ぜひ御検討いただきたいと思います。知事に御見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 平和祈念資料展示室につきましては、議員御指摘のとおり、大型バスの乗り入れや多くの来場者を一度に受け入れることができない、困難な状況にあります。

このため、展示室外でも平和の尊さを伝える機会として、学校に出向いて戦争体験者等の語り部による講話や、戦争にまつわる朗読劇の上演を行っており、今年度は42校、約3,000人の子供たちを対象に実施しております。

戦争の記憶を風化させることなく、次世代に継承していくことは、大変重要であると考えておりますので、これまでの取組をさらに充実させるとともに、多くの県民の皆様が訪問しやすい展示拠点というものをどういうふうにするのか、そしてどのように次世代に伝えていくのかということ、他県の状況も参考にしつつ、関係者と意見交換を行いながら検討してまいります。

○坂本康郎議員 次に、本県の震災対策について質問いたします。

元日に石川県能登地方を襲った最大震度7の地震災害におきましては、大変多くの方がお亡くなりになりました。改めまして、謹んで御冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われ、長期の避難生活を送っていらっしゃる皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

本県の防災・減災対策全般につきましては、今年度、議会におきまして防災減災・県土強靱化対策特別委員会が設置され、調査実施の後、今議会での報告が予定されておりますので、ここでは能登半島地震の発生によって浮上した幾つかの課題について質問いたします。

まず率直に、能登半島地震の発生と被災状況を知事はどのように受け止められたのか、知事の御所感をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 多くの方が新年を祝い、団らんのときを過ごす、元日に発生した今回の地震では、240名以上の方がお亡くなりになり、建物の倒壊をはじめとする住家被害が7

万2,000棟を超えるなど、甚大な被害が発生しております。改めて自然災害の恐ろしさや備えの重要性を強く認識させられると同時に、知事として、災害から県民の生命や財産を守り抜かななくてはならない責任の重さを痛感したところがあります。

また、半島内の主要な道路が寸断されたことにより、救助活動や物資輸送に支障を来したことや、今なお多くの方が避難生活を強いられている一方、2次避難、なかなかこれも大きな課題があるところでありまして、大規模災害時の対応の難しさを感じたところでもあります。

本県では、今後40年以内に90%程度の確率で南海トラフ地震の発生が危惧されておりますことから、引き続き常在危機の意識を徹底し、県民の防災意識の向上を図りながら、防災・減災対策に万全を尽くしてまいります。

○坂本康郎議員 1月16日の定例会見の中で知事は、インフラ整備の重要性について発言されております。

地震災害を想定した本県のインフラの脆弱性について、知事はどのように認識されているのか、また、それを踏まえた対策など今後の取組について、どのようにお考えかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の地震では、半島という地形特性の下で、内陸部との幹線道路が寸断されたことで孤立集落が発生し、救助や物資輸送、復旧支援に支障が出るなど、特に道路等のインフラの脆弱性が浮き彫りとなっております。現在も、ボランティアの現地への到着は、なかなか困難を極めているというような状況もございます。

中山間地域を多く抱える本県におきまして、南海トラフ地震の発生が危惧される中、支援路や代替路となる高速道路や、地域間をつなぐ国

県道など、事前防災・減災のための道路ネットワークの整備充実が喫緊の課題であると改めて認識したところであります。

このような中、先月開催されました国土強靱化推進会議で、私は地方行政の代表委員として、本県における道路ネットワーク整備の必要性を訴えるとともに、5か年加速化対策後に策定されます実施中期計画では、高速道路のミッシングリンク解消の目標年次を前倒しするよう強く求めたところであります。

今後とも、私に与えられているこうした立場を最大限に生かしながら、必要な財源確保と本県への重点配分を国に訴え、県民の命と暮らしを守るため、国土強靱化に全力で取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 今回の地震によって、石川県内では約11万戸で断水が確認され、今月に入ってもなお、能登半島の6つの市町を中心に3万戸以上で水道が使えない状態が続いています。能登半島地震では、水道管の脆弱性と耐震化の遅れが浮き彫りになりました。

国におきましては、南海トラフ地震など、発生が想定される大規模自然災害に対して、国土強靱化基本計画及び国土強靱化年次計画において、水道の基幹管路の耐震適合率を2028年度末までに60%以上に引き上げる目標を掲げ、さらに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、2025年度末の耐震適合率を54%に引き上げることとしています。

本県の水道管の耐震化はどの程度進んでいるのか、県内の基幹管路の耐震適合率を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 主要な水道管である基幹管路のうち、耐震性のある管路の割合を示す[※]震災適合率は、令和3年度末において

本県全体で29.5%となっております。

上水道の耐震化につきましては、事業主体である市町等において計画的に進められているところではありますが、全国の耐震適合率である41.2%と比べますと、低い状況となっております。

○坂本康郎議員 全国平均の41.2%、また国が2025年度までに定める54%の数値とは大きな開きがありますが、県内の水道管の耐震化が進んでいない理由をどう考えているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 令和3年度に水道事業者へヒアリングを実施したところ、まず、水道施設の老朽化に伴い、更新需要が増大する一方、人口減少に伴う水道収益が減少していくことから、耐震化整備等に要する財源の不足が要因の一つとなっております。

また、多くの水道事業者において職員数が不足していることや、工事を担う施工業者の確保も課題であるとの意見がありました。

○坂本康郎議員 県内の水道管、基幹管路の耐震適合率29.5%という数字は、石川県の36.8%をも下回っています。発生する地震の性質によりますが、広範囲にわたる断水と、復旧に長期の時間を要するような事態が、本県でも起こり得ることが懸念されます。

今後、水道施設の耐震化をどう進めていくのか、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、震災時においても水道水の安定供給を確保するため、国の交付金を活用し、市町村等が行う水道施設の耐震化等を推進しているところであり、今年度は、生活基盤施設耐震化等交付金事業として、4市4町に対し2億8,000万円余の交付決定をしております。

また、市町村等の水道事業者会議や個別のヒアリング等を通じて、国庫補助事業の積極的な活用を促すとともに、計画的な耐震化が進むよう経営基盤の強化に資する資材の共同購入など、事業者間の調整や必要な助言・指導を行っているところであります。

広い範囲での断水が長期間続いている能登半島地震の状況を踏まえまして、今後も水道事業者の耐震化計画策定を促進し、耐震化がさらに進むよう、国や市町村等と連携して取り組んでまいります。

先ほど水道管の耐震適合率のところで、私が耐震適合率と申し上げますところを震災適合率と申し上げました。正しくは、耐震適合率が、令和3年度末において本県全体で29.5%となっております。申し訳ございませんでした。

○坂本康郎議員 この4月から水道行政は、これまでの厚生労働省から、国土交通省及び環境省へと移管することになっています。

水道施設の早急な耐震化を進めるために、国から地方への財政支援の上乗せなど、私どもも機を逸することなく要望してまいり所存です。

県におきましても、国への働きかけも含め、対策を練って水道施設の耐震化を加速化し、災害時に備えた不安要素の解消に努めていただくよう要望いたします。

能登半島地震発生後の現地の避難所は、冷え込んだ体育館の床に雑魚寝する避難者の様子や、感染対策など避難所運営がうまく機能していない様子など、私も報道を通して拝見しながら大変心が痛みました。

本県内の指定避難所におきましても、今回の能登半島地震のような大人数の避難者が長期の避難生活をするような事態は過去に経験がなく、決して人ごとではないという思いを強くし

たところであります。

急激な環境変化によるストレスにより、高齢者が多い地域では、避難生活が長引けば、さらに災害関連死のリスクが高まるのが専門家からも指摘されております。

今議会に提案された「指定避難所の環境改善事業」において、高齢者や障がい者などへの配慮はどのようになされているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 平成28年に発生した熊本地震においては、270人の死者のうちの約8割が災害関連死とされており、そのうちの約8割が高齢者、約3割が障がい者であったことから、これらの方々に配慮した避難所の環境整備は大変重要であります。

このため、2月補正予算案に計上した「指定避難所の環境改善緊急対策事業」により、スポットクーラーやエアーマット、プライベートテントの購入、マンホールトイレの整備などを行うこととしております。

また、来年度当初予算案では、「指定避難所の環境改善事業」により、トイレの洋式化を行い、高齢者や障がい者などの災害関連死のリスクの高い方々への配慮を行うこととしております。

○坂本康郎議員 昨年の9月議会の一般質問で、県内の公立学校の体育館へのエアコンの設置について質問いたしました。

令和4年9月現在の集計で、小学校7校、中学校4校、高校1校、設置率にして3%と、設置が進んでいない実態を伺い、緊急防災・減災事業債など、国の補助事業の活用促進をお願いしたところであります。

指定避難所の環境改善の面から、避難所に指定されている体育館のエアコン設置について県

はどう進めているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 今回の能登半島地震を受け、避難所である公立学校の体育館は、避難された方々にとって少しでも過ごしやすい環境であるべきことを再認識いたしました。

今回、危機管理局が指定避難所の県立学校へスポットクーラーや非常用発電機の整備等を行う事業を補正予算案に計上しており、県教育委員会といたしましては、まずは本事業に対して積極的に協力し、連携を図ってまいります。

なお、エアコン設置につきましては、技術面や費用面など様々な課題がありますので、今後とも研究を進めてまいります。

また、市町村に対しましては、先月、担当者会議の場で、緊急防災・減災事業債や文部科学省の補助事業について改めて説明したところでありまして、引き続き情報提供に努めてまいります。

○坂本康郎議員 今月5日の衆議院予算委員会におきまして、岸田首相から「公立小中学校などの体育館への空調設備の新設について、今年度から再来年度までの間、国庫補助の割合を引き上げて自治体の取組を後押しする。必要な予算措置を進め、自治体による設置が速やかに進むよう支援していく」との答弁がなされました。県におきましては、今後の国の動きを注視していただき、設置が加速するために必要な措置を取るよう要望いたします。

今回の能登半島地震では、道路の寸断によって救援活動や支援物資の輸送が妨げられたことから、集落が孤立する状況が続きました。公的な対応ができない中、災害発生時の自助、共助の重要性を改めて認識させられたところであります。

名目上は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に、自主的・自発的に結成されている自主防災組織であります。自治会、自治公民館がそのまま自主防災組織というところがほとんどではないかと思えます。

人口減少や住民の高齢化、近年の特に若い世代の自治会離れなどにより、多くの地域で自主防災組織が機能していない懸念があります。

自主防災組織の課題について、県の認識を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 令和4年4月1日現在、県内には2,306の自主防災組織があり、世帯のカバー率は87.7%となっております。

一方で、令和5年8月に県が市町村に対して行った調査では、市町村が活動を把握している1,286の自主防災組織のうち、継続した防災活動を行っているのは648組織と、活動が停滞している状況にあります。

また、組織の担い手不足のほか、高齢化や活動をサポートする市町村のマンパワー不足などの課題があることから、自主防災組織の活性化を図っていく必要があると認識しております。

このため、当初予算案に計上した「自分を守る・地域を守る！自主防災力強[※]靱化事業」により、自主防災組織の活性化を支援する取組を行うこととしております。

○坂本康郎議員 御答弁にありました「自分を守る・地域を守る！地域防災力強靱化事業」の中で、防災士の資格取得の促進と、防災士を地域防災の要として重点的に育成していくとしております。

地域の中で、防災士の果たす役割を県はどう考えているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 大規模災害発生後、行政による支援、いわゆる公助が届くまでには一定の時間を要することが想定されるため、地域の方々が相互に協力して救命・救助や避難所運営に当たる共助が必要であります。

防災士はその知識を生かし、平常時は、地域の防災・減災対策や啓発活動、訓練の実施などを、また災害時には、初期消火や救出救助活動、避難誘導を、さらに災害発生後は、自治体やNPOなどと連携・協働した被災者支援などを中心的に行うリーダーとして活躍することが期待されております。

先ほど私の答弁の中で、「自分を守る・地域を守る！地域防災力強靱化事業」と申し上げますところを「自主防災力強靱化事業」と申し上げました。失礼しました。訂正いたします。

○坂本康郎議員 防災に関する知識を有し、防災意識の高い防災士を地域防災活動に生かすという考え方に賛成いたしますが、この事業が意図するとおりに防災士の役割が機能するためには、丁寧な対応が必要だと感じています。

防災士の資格を取るきっかけ、理由は人それぞれですし、もともと地域の自治会活動に参加している人ばかりではありません。防災士の地域内の立ち位置を地域自治会にも配慮してもらい、各地域で防災士が活動しやすい環境をつくる必要があります。

県の啓発事業や、市町村、その他関係機関との連絡において、その点を踏まえて取り組んでいただくことを要望いたします。

以前、一般質問で「ぼうさいこくたい」の本県への誘致を知事に提案いたしました。今年は熊本市で10月に開催されることが決まっています。地域の自主防災組織の方たちから、この「ぼうさいこくたい」熊本大会への視察に、県

からの支援を希望する声が複数寄せられています。

地域防災力強化の一環として、このような自発的な取組に対して県として何か支援できないか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 「ぼうさいこくたい」は、防災活動に取り組む企業や団体など約1万人が参加する国内最大級の防災イベントで、防災に関連する最新技術の紹介や、参加者体験型の講座、講演会などが行われるものであります。

令和6年の熊本大会を視察する方々に対する直接的な支援は考えておりませんが、このイベントは、今後、高い確率で南海トラフ地震の発生が危惧される本県にとっても、地域防災力の強化につながるものと考えられ、またオンラインでの参加も可能であることから、ホームページやSNSなどを通して、市町村や関係機関、防災士をはじめ、県民の皆様にも周知を図ってまいります。

○坂本康郎議員 私どもは、今年5月に公明党みやざき防災セミナーの開催を予定しております。ここには東京大学の片田敏孝特任教授を講師にお招きし、県内各地域の消防や自主防災組織の皆さんにもお声がけをし、地域の防災力強化につなげられるよう取り組んでまいります。

震災対策について最後の質問になりますが、今回の能登半島地震を受けて、本県の地震減災対策や地域防災計画へはどのように反映させていくのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 最大震度7を観測した今回の能登半島地震では、建物の倒壊や土砂崩れ、道路の寸断、断水など甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が避難生活を余

儀なくされております。

今後、国や石川県などにおいて、能登半島地震への対応や災害への備えの在り方について様々な観点から検証が行われ、課題が明らかになってくるものと思われま

す。本県においては、今後40年以内に90%の確率で南海トラフ地震の発生が懸念されていることから、こうした検証結果や国の防災基本計画改定の動きなどを注視しながら、必要に応じて地域防災計画への反映を行い、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進めてまいります。

○坂本康郎議員 次に、県営住宅の管理の問題について質問いたします。

これまで一般質問で3回取り上げてまいりましたが、確認の意味で質問の背景を申し上げます。

県営住宅の建物管理、具体的には共用部分の清掃や草刈り作業は、入居者が行うことになっています。多くは団地自治会が主体となって定期的に取り組んでいるわけですが、近年の入居者の減少や高齢化、自治会未加入者の増加などによって、自治会主体の管理に限界が生じているとの声が、団地自治会の役員の皆さんからも寄せられております。

このまま放置しておけば、住環境の悪化や県営住宅の建物の劣化につながる問題でもあることから、何らかの対策を県に求めているものがあります。

今後の管理方針について県はどう考えているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅の共用部分の管理につきましては、原則、入居者が行うこととなっておりますが、昨年度、入居者の減少や高齢化に伴う課題を把握するため、入居者等に対するアンケート調査や、先進的な取

組について全国調査を実施したところであります。

また、昨年6月に、県営住宅に関する施策について幅広い意見を聴取することを目的として、有識者や市町村と県営住宅政策協議会を設立したところであります。

この中で、共益費の滞納や草刈り等の参加者の減少などの現状に加え、自治体が管理を代行している先進事例などを報告し、入居者と県の役割について整理する必要があるなど、意見を伺ったところであります。

今後は、県営住宅の共用部分の管理に関する多岐にわたる課題を抽出した上で、管理の在り方について議論を進めてまいります。

○坂本康郎議員 県内の全ての県営住宅全体の課題として、これをどうしていくか方針を決めるとなりますと、御答弁いただきましたとおり、そのための調査や議論が必要だと思ひますし、一つずつ手続を踏まざるを得ないということは私も理解しております。

一方で、県内の県営住宅がどこも同じような状況というわけではないのではないかと思います。

そこで、県営住宅の入居率や入居者の高齢者の割合が、団地によってどの程度差があるのかお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅の入居率につきましては、建て替えなどのために募集を止めている団地を除いて、令和5年3月末現在、最も高い団地で100%、最も低い団地で約53%となっております。

また、入居者のうち65歳以上の高齢者の割合は、最も高い団地で約71%、最も低い団地で約3%となっております。

○坂本康郎議員 次に、入居者の負担が大きい

との声が多い草刈り作業について、そもそも草刈りをする範囲にも団地によって差があるように思いますが、県営住宅敷地内の緑地面積について、団地によってどの程度差があるのかお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅の緑地面積につきましては、最も大きい団地で約1万7,430平方メートルであり、当該団地の敷地面積のおよそ41%を占めております。

また、最も小さい団地で約220平方メートルであり、敷地面積のおよそ19%を占めており、団地の規模によって差が見られております。

○坂本康郎議員 今御答弁いただきました緑地面積1万7,430平米、坪数に換算して5,272坪という広大な面積になっております。当該団地の入居者の皆さんが、作業で御苦勞なさっていることが容易に想像できます。

今お答えいただきました入居率、高齢者の割合、緑地面積など、団地ごとの条件の格差も考慮して、現実問題として入居者による管理に課題が生じている団地については、個別に対策を施すわけにはいかないのでしょうか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） これまでも、入居者による管理が困難な高さが3メートル以上の高木やのり面の緑地などについては、県で管理を行ってきているところです。

今後、入居者の高齢化等が進むことが想定される中、特に高齢化が著しい団地や、規模の大きい広場や児童遊園などを有する団地については、個別に対策することも必要になると考えておりますので、団地ごとの世帯構成や敷地環境など、それぞれの特性の把握に努め、その特性に応じた管理の方法についても幅広く検討してまいります。

○坂本康郎議員 私がこの問題を取り上げ、最初に問題提起いたしましたのが、令和3年の11月議会です。それから既に2年が経過しており、とにかくスピードアップしていただくよう改めて要望いたします。

県内の県営住宅は1960年代から70年代に建てられたものが多く、大塚台団地、青葉団地、延岡の一ヶ岡団地をはじめ、今後順次、建て替え・再整備の計画が持ち上がってくるものと思われませんが、共用部分の管理問題などを踏まえ、人口減少、少子・高齢社会への対応を今後の計画にどのように反映させていくのか、県の考えを県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 県営住宅の整備においては、耐震性をはじめ、安全性の確保や省エネルギー、バリアフリー化など、多様なニーズを踏まえ、建設を進めてきたところであります。

一方で、共用部分の管理の課題の一つである緑地につきましては、生活環境の向上や温暖化対策等に資するものでありますので、少子・高齢化社会を踏まえ、入居者の負担軽減や維持管理コストの削減なども建て替え計画に盛り込む必要があると考えております。

県としましては、子育てしやすく高齢者も住みやすい良好な居住空間を有する県営住宅となるよう、今後の建て替え計画に反映させてまいります。

○坂本康郎議員 次に、観光政策について質問いたします。

昨年5月に県の観光振興計画が策定されました。令和8年度までの4か年計画となっております。それによりますと、本県の観光の現状と課題について、観光入り込み客数、観光消費額、宿泊者数など、全国と比較して相対的に低

い位置にあるとしています。

観光振興計画は令和3年までのデータに基づいておりますが、この1月に令和4年分の調査結果が明らかになっております。

最新の令和4年観光入込客統計調査の結果について、どう評価しているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 令和4年の観光入り込み客数は1,269万1,000人回で、行動制限の緩和や旅行支援の効果により、前年に比べ25.3%増となりましたが、新型コロナ感染症拡大前、令和元年の約8割の水準となっております。

このうち、訪日外国人につきましては、水際対策の緩和を受けて、前年に比べ増加に転じたところですが、令和元年の約3割の水準となっております。

観光入り込み客数につきましては、いまだコロナ禍前の水準に戻っていない状況であり、今後、国内外から、さらに多くの観光客に来ていただけるよう、積極的に観光誘客に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 4か年計画の観光振興計画において、最終年度の令和8年度の目標値を見ますと、観光入り込み客数で、令和3年度の現況値1,013万人回に対して、令和8年度1,650万人回と、60%以上の入り込み増を目指していますが、コロナ禍前の1,588万人回と比べますと、4年間の成果目標としては少し物足りない印象もあります。宿泊者数、観光消費額の目標値についても同様です。

新年度当初予算案におきましては、スポーツ観光に23.6億円と多額の予算が充てられており、コロナ前の水準に戻すのに、これほどの予算が必要なのか、予算の妥当性について県民の

理解を得る説明が必要です。

観光振興計画の目標値の根拠をどう考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 昨年6月に策定した宮崎県観光振興計画における観光入り込み客数や延べ宿泊者数等の数値目標につきましては、国の観光立国推進基本計画の考え方も踏まえ、令和7年に令和元年水準にまで回復させ、令和8年には、さらにそれ以上の増加を図るという考え方で設定しております。

具体的に観光入り込み客数で申し上げますと、令和8年の目標値は、令和元年の1,588万人回程度に、コロナ禍前の平均伸び率を上回る4%を乗じた1,650万人回としたところでございます。

○坂本康郎議員 県の観光消費額を増やすためには、経済波及効果が大きい宿泊者数を増やすことが重要な要件であることは、計画の現状分析からも読み取れます。

交通アクセスがよくない、観光地が広域に分散しているなどの本県の難点は、裏返せば、それが宿泊につながる要素は十分にあるとも言えるわけですが、なかなか宿泊者数が伸びないという課題があります。

その要因について県はどう考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、宿泊者数は、東京、大阪など都市部を中心に、コロナ禍前の水準に戻る、または超える一方、地方では回復が遅れる傾向にあります。

本県における直近の宿泊者数は、コロナ禍前の8割にとどまっており、その主な要因として、本県への国際定期便や高速バスなどがコロナ禍前の状態に回復していないこと、人手不足

により宿泊施設の受入れ体制が十分でないことなどが考えられます。

このような状況を踏まえ、県といたしましては、人手不足対策などの受入れ環境の強化を支援するとともに、国内外の誘客対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 九州各県を見渡してみますと、外資系ホテルの新規開業が軒並み続いています。話題を呼んだリッツカールトン福岡をはじめ、佐賀、長崎、熊本、鹿児島と、各地で活発な動きが目立ちます。

SNSなどの発信効果によって、グレードの高いホテルに宿泊すること自体が旅行の目的になる時代であります。

本県におきましても、インバウンド、海外からの個人観光客に焦点を当てた誘客に取り組んでいくのであれば、積極的なホテル誘致やプロモーションが必要ではないかと考えますが、県はどう考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 本県の観光振興を図る上で、観光客の受入れの拠点となる宿泊施設の充実は重要であると考えております。

このため県では、今年度から、宿泊事業者が取り組む客室や共用スペースの改修など、宿泊施設の高付加価値化につながる取組に対する支援を行っているところです。

本県において新たな宿泊施設が開業されるためには、事業者において、経済動向や宿泊施設の立地条件など、様々な観点から検討をなされることと思いますが、本県が将来性の高い魅力ある観光地であると感じていただくことが重要であり、県といたしましては、観光情報の発信や誘客を行うとともに、地元自治体と連携し、

国内外から選ばれる観光地域づくりを推進してまいります。

○坂本康郎議員 コロナ禍のさなかに、ローカルツーリズムという言葉が生まれました。県外との往来が制限される中、近場に目を向けて、まずは県内で旅行を楽しもうという意味で使われましたが、私は、仕方なく県内旅行を選ぶ人ばかりでなく、これからの高齢化社会を考えますと、むしろ積極的に県内旅行を楽しもうとするニーズに今後も注目すべきではないかと思えます。

統計を見ましても、感染拡大で観光の客足が途絶えた時期にあって、県内の旅行者は、コロナ禍前と変わらない一定のレベルで推移していたことが分かります。

4月から9月の本県の観光閑散期の課題なども考えますと、県民に目を向けた観光需要の掘り起こしにも力を注ぐべきではないかと思えますが、いかがでしょうか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 議員御指摘のとおり、県民の県内旅行を推進することは、観光消費の拡大や観光需要の落ち込む閑散期対策につながることから大変重要です。

このような中、コロナ禍において県民を対象に実施した県内旅行割引事業については、利用者から、宮崎の魅力の再発見につながったとの声も多く寄せられたところです。

県内では、高千穂の「天空サウナ」など、それぞれの地域の魅力を生かした観光地づくりが進められており、今後とも市町村等と連携し、今般リニューアルした県の公式観光サイト等を活用しながら、食や神話、自然といった本県ならではの魅力を県民に積極的にお伝えすることにより、県内客の観光需要の掘り起こしに努め

てまいります。

○坂本康郎議員 国土交通省九州運輸局が1月に発表しました「九州への外国人入国者数の推移について」によりますと、昨年1年間の通常入国者数は311万5,075人と、コロナ禍前の2019年の310万人を上回り、また、そのうち「九州内の主な空港・港湾における外国人入国者数の推移」では、九州全体で248万人のうち213万5,373人と、その大半が福岡空港から入国しています。

また、熊本へは、TSMCの進出によって台湾からの観光客が急増していることも報じられていますが、この福岡や熊本を訪れる外国人観光客に対して、県はどう誘客に取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 福岡や熊本をはじめ、他県空港から九州に入る外国人観光客を本県に取り込むことは大変重要であります。

このため、海外の旅行会社に対して、福岡や熊本などを経由し、本県を周遊する旅行商品の造成支援を行うとともに、個人観光客の誘客に向け、インフルエンサーを活用し、福岡空港から本県に入るモデルコースのプロモーションなどを行っております。

さらに、課題となっている二次交通対策として、九州の他県空港から県内を周遊する二次交通デジタルチケットの造成・プロモーションに新たに取り組むたいと考えております。

県としましては、これらの取組を通じ、県内へのインバウンド誘客促進に努めてまいります。

○坂本康郎議員 最後の質問になりますが、今議会に提案されました新規事業「「海業」ビジネス創出事業」についてお伺いします。

事業概要を見ますと「県漁港漁場協会に対して、漁港活用の実施計画策定や地域資源のPR・フェア実施に必要な経費の補助等を行う」としてはありますが、海業が本県の漁村振興に有効な手だてとなるためには、計画段階からビジネスとして軌道に乗せるまで、経費の補助のみならず、積極的な県のサポートが必要と考えます。

この事業の内容と今後の県の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 海業は、漁村の魅力を生かし、所得機会の増大を図る取組として国が推進しているもので、漁村の活性化を図るため、県が漁港施設の活用計画を策定することで、販売所やレストランを運営する民間への長期貸付けなどが可能となる制度であります。

県としましても、このような新たな取組は重要と考えており、今議会でお願ひしている「「海業」ビジネス創出事業」において、海業の実施に係る関係者との調整や、地域が策定する実施計画の策定支援などに取り組むこととしております。

これらの取組により、漁業関係者や民間事業者とも連携しながら、令和8年度までに県内3漁港を目標に、各漁村の特徴を生かした海業を推進してまいります。

○坂本康郎議員 以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきまして、ありがとうございます。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時16分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、山内佳菜子議員。

○山内佳菜子議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。県民連合立憲の山内佳菜子です。

コロナ感染で療養して、大変御迷惑をおかけいたしました。本日も感染防止のため、マスク着用のまま質問させていただきます。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、御容赦いただけますと幸いです。

自宅の庭にピンクの鮮やかな花が咲きました。寒い冬にも雪の下で耐え忍び、春には花を咲かせることから、ヒマラヤユキノシタといいます。花言葉は「秘めた感情」。県民からは、低い所得や物価高騰が続く苦しい生活、政治への怒り、男女格差やハラスメントが依然として残る社会の中で、声を上げられない、上げても変えられないという状況に耐え忍ぶ、または耐え難いという声もお聞きします。

宮崎で暮らす一人一人の県民の感情に寄り添い、政策として解決を目指す存在でありたい。河野知事をはじめとする宮崎県政も同じ思いであると信じています。

県民の声を御紹介しながら、会派を代表して質問してまいります。知事、関係部局長におかれましては、県民の心情に寄り添う答弁をお願いいたします。

最初に、政治と金の問題です。

自民党の調査結果によると、いわゆるキックバックの不記載などがあった国会議員は85人、総額5億7,000万円を超えられています。

16日からは確定申告も始まりました。30年続く賃金の低迷、物価高騰に歯を食いしばり、必死の思いで税金を納めている国民の怒りは、ごく真つ当な感情ではないでしょうか。

そこで、自民党のいわゆる派閥による裏金問題について、知事の所見を伺います。

また、政治への信頼回復のために何が必要だと考えるか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終え、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

今般の政治資金パーティー収入を政治資金収支報告書に適切に記載しないなどの政治資金規正法に違反する不適切な会計処理により、国民の政治不信を招く事態となっていることについては、大変残念に思っております。

政治は国民の信頼の上に成り立つものであります。政治資金については、国民に疑念を抱かれることのないよう透明化を図りながら、公明正大に取り扱うことが重要であると考えております。

政治への信頼回復を図っていくためには、今回の事案を踏まえ、国において実効性のある再発防止策が講じられることが大切であり、今国会においても議論がなされております。私としましても、その議論の行方を注視してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。

「「国民は増税、自民は脱税」というような国民の不安の声が渦巻くことがないように、岸田総理は考えられる全ての対応をすべきではないか」。この言葉は、私たち立憲民主党宮崎県連の代表を務める宮崎1区選出の渡辺創衆議院議員が、国会の予算委員会の場で岸田首相に述べた言葉であります。国民が今希求している率直な思いです。

先ほど国会のニュースがありましたが、政治倫理審査会の公開・非公開をめぐり、国民の理

解が得られ難い状況が続いています。原因や使途の真相の徹底解明、政治資金規正法見直しなど、実効性のある再発防止策が必要です。

次は、働き手が激減するという報告を取り上げます。

2050年時点の15歳から64歳の生産年齢人口を2020年と比べたところ、宮崎県では11市町村で半数未満に落ち込むという厳しいデータが公表されました。

そこで、生産年齢人口の急激な減少が見込まれることについて、どのように受け止め、今後どのように対策を進めていく考えか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 議員御指摘のこの推計では、本県全体でも、生産年齢人口が約3分の2に減少するとされておりまして、地域における暮らしや産業の維持がますます困難になるものと、強い危機感を抱いております。

私は、就任当初から人口減少に真正面から向き合い、子育て環境の整備にも様々な対策を講じてまいりました。

さらに、来年度からは、日本一挑戦プロジェクトを本格展開する中で、男性の育児休業取得促進をはじめ、結婚・子育て支援を改めて強化するなど、日本一生き育てやすい宮崎県を目指していくこととしております。

加えて、デジタル技術等の活用による担い手不足への対応はもとより、社会減対策も大変重要でありますので、付加価値の高い産業の振興や地場企業の育成、働き方改革や女性が活躍できる社会づくりなどを通じて、魅力ある雇用の創出や県民所得の向上につなげてまいります。

これらの取組を通じて、特に若い世代が未来に希望を持ち、安心して働き、暮らし続けることができる宮崎の実現に、引き続き全力で取り

組んでまいります。

○山内佳菜子議員 知事から「県民所得の向上につなげていく」という言葉もいただきました。ありがとうございます。

本県の1人当たりの県民所得は、2020年度の228万8,000円で、全都道府県のうちワースト2位です。全国平均を約70万円も下回っています。今年の春闘も本格化する時期ですが、賃金をいかに上げるか、知事の本気度が問われています。

そこで、賃上げの実現に向けて、知事の決意と今後の取組を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 政府は、長引くデフレから脱却し、経済・産業の継続的な成長を実現するため、喫緊の課題であります賃上げを税制の拡充や助成金制度などにより促進しており、今後もその動きは強まるものと考えております。

一方、企業にとりましては、賃上げ原資の確保は大きな課題でありまして、特に中小企業・小規模事業者がほとんどを占める本県では、持続的な賃上げをいかに実現できるか、予断を許さない状況であると受け止めております。

このため、県といたしましては、県内企業の稼ぐ力の強化を目的として、生産性向上を図る設備投資等を重点的に支援するとともに、労務費などのコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境づくりを行う事業を2月補正予算案に計上したところであります。

また、「プレミアム付商品券等発行事業」などにより、物価高対策として生活者支援にも積極的に取り組んでまいります。

今後とも、関係団体等と連携して、様々な施策に複合的に取り組み、県民生活の安定、地域経済の活性化につなげてまいります。

○山内佳菜子議員 根本的な取組を御説明いただいたと思います。その一方で、県民への強いメッセージもいただきたいと考えております。

山口県は本年度、賃金引上げと働き方改革をセットで取り組んだ事業所に奨励金を支給する「賃上げ環境整備応援奨励金」を設けました。予算枠ほぼいっぱいの約440件の申請があり、その半数は10人以下と小さな事業所でした。

事業所側には設備投資する余裕すらありません。元手もかからない上に、就業規則すらない事業所には社労士を派遣して応援してくれる事業であり、「これまで取り組みたくても取り組めない小さな事業所が申請しやすかったのでは」という話も、山口県の担当者から聞いております。

「賃上げしたくてもできない」「自分は無給、賃上げするなら人を減らすしかない」、宮崎で必死に頑張っている中小企業、事業所の皆さんを全力で後押しする、知事の強い姿勢に期待します。

続いて、防災・減災の観点から5問質問します。

午前の坂本議員も取り上げられましたが、能登半島地震で注目された課題である震災関連死、耐震化の視点で確認します。

震災関連死のリスクを回避するには、高齢者、障がい者への配慮はもちろん、女性の視点が必要です。

内閣府の調査によると、災害対応の部署に女性職員が一人も配属されていない女性ゼロ自治体は全市区町村の61.1%、本県はそれを上回る69.2%で、26市町村のうち18自治体は女性ゼロです。

そこで、本県の防災・危機管理部局、防災会議の女性の割合とその全国の状況について、危

機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(横山直樹君) 内閣府男女共同参画局の調査によりますと、令和4年12月31日現在、防災・危機管理部局に配置されている女性職員の割合は、本県は7.1%で、全国都道府県平均は11.1%、県内市町村は10.6%で、全国市区町村平均は9.9%であります。

また、防災会議の女性委員の割合は、本県は16.4%で、全国平均は21%、県内市町村は8.6%で、全国平均は10.3%となっております。

○山内佳菜子議員 防災会議の女性の割合が、県、市町村とも平均を下回り、女性委員ゼロも5自治体あります。宮日での連載では、様々な場面での男女格差が、地方からの女性流出の一因との問題提起もなされています。女性ゼロ自治体の解消を求めます。

次に、女性の消防職員について確認します。

前回11月議会でも質問しましたが、県内の女性消防職員は、2023年度現在16人で僅か1.3%。国が掲げる「2026年度に5%」を達成するには、消防学校の環境整備は不可欠です。

前回は「積極的に改善を図る」と答弁いただきましたが、消防学校の女性の初任科生が本年度より増えても受入れは可能なのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(横山直樹君) 消防学校では、初任科研修などにおいて女性消防職員の受入れを行う必要が生じたため、学生寮を一部改修して女性専用の部屋を設けるとともに、小浴場を女性用とするなどの対応を行っております。

来年度入校する女性の初任科生は、今年度と同程度の人数と見込まれることから、部屋割りの工夫や机などの備品の追加により、受入れに支障はないと考えております。

しかしながら、近年、女性の消防職員や消防団員が増加しており、今後も増加が見込まれることから、新たに女子寮を整備する「消防学校訓練機能強化事業」を当初予算案に計上し、設計と地質調査を行うこととしております。

○山内佳菜子議員 早急の予算化に現場も大変喜んでおります。ありがとうございます。今後増える女性職員が訓練に専念するためにも、整備のスピードアップを求めます。

次に、備蓄品について伺います。

「妊産婦や乳幼児用の備蓄が全国的に進んでいない」との報道を目にしましたので、県内の状況を確認します。

災害備蓄品の基本8品目のうち、ミルク、乳幼児用おむつ、生理用品を備蓄していない県内市町村数を、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 平成28年12月に県が策定した宮崎県備蓄基本指針において、市町村は、災害に備え、議員お尋ねのミルク、乳幼児用おむつ、生理用品のほか、食料や毛布など、発災初期に最低限必要な基本8品目を中心に、高齢者や乳幼児、女性等に配慮し、地域の実情に応じて、現物備蓄または協定に基づく民間業者等からの調達、いわゆる流通備蓄からの調達に努めることとしております。

現在、ミルク、乳幼児用おむつ、生理用品について、現物での備蓄をしていない県内市町村数は、ミルクが8、乳幼児用おむつが5、生理用品が3であります。いずれも流通備蓄からの調達を行うとのことでもあります。

○山内佳菜子議員 災害時に流通はストップすることも考えられます。引き続き、安心・安全な避難所づくりへ取組を進めてください。

続いて、耐震化について確認します。

能登半島地震において、石川県で亡くなった

方のうち、9割は家屋倒壊で亡くなっておりません。改めて御冥福をお祈りいたします。

今回の被害に不安を感じて、県内でも自治体への問合せが増えたようです。

そこで、能登半島地震の発生を受けて、木造住宅の耐震化に関する問合せ状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 木造住宅の耐震化の窓口となっております市町村には、能登半島地震の発生以降、県民の皆様から多くの問合せが寄せられております。

宮崎市の156件、都城市の40件、延岡市の29件など、各市町村への問合せは2月14日現在、合計で346件となっております。

○山内佳菜子議員 346件もの問合せが来た。しかし、確認したところ、既に耐震化の補助申請期限は終わっている時期であり、耐震化の手続きは結果的にできていないと聞いています。非常にもったいない状況です。

今月2日に国土交通省が発表した耐震化率によると、90%を超えているのは10都道府県、九州内でも、佐賀、熊本は前倒しして2025年度の解消へと急ぐ一方、本県は84%で、全国平均の87%すら下回っています。

そこで、県民の関心が高い今、木造住宅の耐震化の取組を進めるべきと考えるが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の能登半島地震の影響を受け、県民の木造住宅の耐震化に対する意識が高まっているこの時期に、耐震化の取組をさらに加速していくことは、大変重要であると認識しております。

今、部長が答弁しました件数ですが、これまでより増えているのは間違いありませんが、能登半島地震の被害と本県の南海トラフ地震のり

スクを重ね合わせると、これで大丈夫だろうか
と、もっともっと危機感を持っていただきたい
と、そんな思いがしております。

このため、今議会に提案しております「木造
住宅耐震化緊急啓発事業」におきまして、テレ
ビ、新聞など様々なメディアを活用して集中的
に周知・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震
改修に関する新たな相談窓口の設置や、ニーズ
に応じた戸別訪問を行うこととしております。

このうち、戸別訪問につきましては、自宅の
耐震性に不安を持つ高齢者等からの要望に応じ
て、専門家が直接訪問して、耐震化の必要性や
補助制度について丁寧にアドバイスをすること
で、耐震改修に取り組みやすくなるよう、相談
体制のさらなる充実を図るものであります。

今後、南海トラフをはじめとした大地震か
ら県民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐
震化の推進に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 高額な費用がネックとな
り、高齢化や過疎化が進んでいる地域ほど耐震
化が進んでいないとの指摘もあります。補助の
かさ上げなど、補正予算後も引き続き迅速な対
応を求めます。

次に、子供・若者をテーマに7問質問しま
す。

県内の高校生5人が昨年9月、研究に組み
みましました。テーマは「女性議員を増やすぞ計
画」。本県がジェンダーギャップ指数の政治分
野で都道府県最下位であることに注目し、前屋
敷恵美県議と私にもインタビューをしてくれま
した。

そこで、5人が若者の政治参加への意欲を示
す策として提案している被選挙権年齢引下げに
ついて、知事の所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 高校生がこうして政治

や選挙に関心を持って検討し、提案していただ
いていることを大変頼もしく思うところであり
ます。

被選挙権年齢の引下げに関しましては、政治
家として様々な意見を調整し、方針を決定する
には一定の経験が必要ではないかという意見も
あるところであります。

一方で、若者の政治への関心や政治参加意識
を高めるため、選挙権年齢は既に18歳以上に引
き下げられているところであります。

そのため、被選挙権年齢についても引下げを
行い、未来を担う若者に政治家としても参画を
していただき、国や地域の将来のあるべき姿を
ともに描いていくことは、大変意義のあること
であろうと考えております。

各政党の公約にも被選挙権年齢の引下げ検討
が盛り込まれておりますので、引き続き国会に
おいて活発に議論されることを期待しておりま
す。

○山内佳菜子議員 引下げについて非常に前向
きな御答弁をいただけたかなと受け止めており
ます。若い皆さんは社会へ参加する機会を求め
ています。今議会でも提案されている若者対象
のモニター制度を含めて、県政に生かす取組を
進めてください。

次に、多様な性について伺います。

ある民間団体の調査によると、10代の性的少
数者のうち、2人に1人は自殺を考え、1割超
が自殺未遂に陥ったというデータがあります。
同年代の約4倍の高さで、相談できず、孤立や
孤独を深めている状況がうかがえます。

今月9日、性同一性障害当事者の黒木瑞季さ
んが代表を務める民間団体「ジェンダー・ダイ
バーシティ課」が河野知事を表敬訪問し、同席
させていただきました。ありがとうございました

た。

黒木代表は、県内の中学生から「ジェンダークリニックに行きたいが、親が連れていってくれない」と相談を受け、宮崎では相談や医療につながりづらいという課題を知事に訴え、知事も「学校の体制強化と相談窓口の仕組みが大事」と応じました。

そこで、多様な性に悩む児童生徒から学校に相談があった場合の関係機関との連携について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、多様な性に悩む児童生徒から教職員が相談を受けた場合のマニュアルの作成を進めております。

多様な性の悩みは一人一人違うため、児童生徒のよき理解者となるよう対応することが重要であると考えております。

そのためマニュアルでは、まずは児童生徒の意向を踏まえることを最優先としております。さらに、学校として組織的に対応するよう示しておりまして、その際、必要に応じて、相談や医療などの専門的な知見を有している関係機関と連携することも示しております。

今後は、マニュアルを年度内に配付し、多様な性に悩む児童生徒が、新年度、安心して生活できるよう準備してまいります。

○山内佳菜子議員 4月からいよいよ本県初のマニュアル運用が始まるというお話を伺いました。ありがとうございます。当事者や民間団体、医療関係者の助言を大切に進めていただくよう求めます。

男女格差、多様な性、これまでの質問に共通する課題を解決する一つの手段として、ユネスコが2009年に提唱した包括的性教育があります。包括的性教育は、生殖機能の学習だけでなく、どうしたら良好な人間関係が築けるのかと

いうコミュニケーション方法や、多様な性、価値観や文化の尊重、男女平等も含め、5歳から幅広く性について学ぶ考え方は。男女格差、ハラスメント、性暴力の改善が必要な日本、本県こそ必要な教育だと考えます。

ここで、県の性に関する教育について確認します。教職員向けの資料を2012年以来、改訂すると聞きました。そこで、「性に関する指導参考資料」改訂の経緯と内容、その周知について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 平成24年3月に、命を大切にする教育を基盤に県教育委員会が作成した、性に関する教育の参考資料につきましては、学習指導要領の改訂や社会環境の変化に伴う新しい課題等への対応が必要になったため、改訂を進めております。

その内容については、性情報の氾濫や未成年者の性感染症の増加などの現代的な実態や課題に応じた指導ができるよう、性に関する指導の考え方や進め方、さらには、各種資料に最新データを掲載することとしております。

学校において資料の活用が推進されるように、各学校へのデータの送付や教育研修センターのホームページへの掲載に加え、各種研修会等で活用するなど周知を図ってまいります。

○山内佳菜子議員 福岡県では、その資料をホームページ上で誰でも見られるように公開もしているようですので、ぜひそのような情報公開についても御検討いただきたいと思えます。

教育長には、学校で性に関する指導がきちんとは行われていますというような御説明をいただいたと受け止めていますが、それにもかかわらず、本県の人工妊娠中絶率は4年連続全国ワーストなど厳しい状況が続いています。

そこで、福祉面の取組を確認します。人工妊

娠中絶率の改善に向けては、子供への性に関する教育に係る機関の連携の強化が大切であると考えますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 人工妊娠中絶率の改善に向けた子供への性に関する教育については、教育機関との連携が大変重要であります。

このため、教育委員会と連携を図りながら、中高生のうちから妊娠・出産の正しい知識を身につけることを目的とした、助産師やピアカウンセラーとして養成した大学生による思春期健康教育の実施、また、よりきめ細かな啓発を行うための、中学・高校の各世代に応じたリーフレットを作成しているところです。

今後とも、教育委員会や医師会、助産師会、大学、市町村など、関係機関相互の情報共有や意見交換をより一層密にし、さらに連携を強化してまいります。

○山内佳菜子議員 福祉面からも努力いただいているという御説明だったと思いますが、岩切県議をはじめ多くの議員が取り上げていますが、なかなか改善が見られません。そろそろ本格的に原因究明と対策に乗り出すべきではないでしょうか。

秋田県も1990年代に人工妊娠中絶率が全国平均より高かったため性教育に力を入れ、2011年に3分の1まで減少させました。本県も成果につながる取組を模索すべきです。

そのためにも、生きる力を身につける教育——包括的性教育は有効だと考えますが、学校における包括的性教育の取扱いについて、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） ユネスコは包括的性教育を提唱し、健康と福祉、人権の尊重、

ジェンダー平等を促進することを目標としておりと認識しております。

学校では、学習指導要領に基づき、保健体育の授業で、心と体の発育・発達、性感染症などの性に関する指導を行っております。

また、道徳の授業や学校の教育活動全体を通して、人間関係の醸成や価値観、人権などの「いのちを大切に作る教育」を実施しております。

性に関する内容を包括的に取り扱うことは、大切な視点だと考えておりますので、今後も児童生徒の実態に応じ、学校の教育活動の様々な場面において、効果的で柔軟な性に関する指導が行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 2021年6月議会の井上紀代子議員も同内容の質問をされ、今回とほぼ同じ答弁でした。都道府県別のジェンダーギャップ指数の教育分野37位、男女の賃金格差37位、DV、児童虐待の多さ、若者や女性の県外流出。過去の取組が今の宮崎県の結果として表れているとすれば、これまでの教育を見詰め直す時期ではないでしょうか。

続いて、子供の命について考えます。

本県における子供の自殺者数について、過去5年間の推移を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 厚生労働省の人口動態統計によりますと、統計上、年齢区分がされております19歳以下の本県の自殺者数は、平成30年が4人、令和元年が4人、令和2年が7人、令和3年が8人、令和4年が9人となっております。

○山内佳菜子議員 9人という人数は過去10年間で見ても最も多く、非常に胸が痛む状況となっております。

宮日新聞では、オーバードーズ、薬の過剰摂取について連日報道されました。県に問い合わせましたが、「薬の過剰摂取」の定義はなく、搬送件数を県としては把握していないとのことで、本県の傾向をつかむ貴重なデータと感じています。追い詰められた若者たち、それを見ている現場の関係者の思いは切実です。

そこで、薬の過剰摂取を防ぐため、医薬品販売店や若年層に対しての取組を強化すべきと考えますが、県では今後どのような取組をしていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 薬の過剰摂取を防ぐためには、薬局等の医薬品販売業者が法令を遵守し、適正に販売することが重要であることから、県としましては、国とも連携して、医薬品販売業者に対し監視指導を行っております。

また、薬の正しい理解も重要であるため、特に乱用が懸念される若年層に対しては、中学・高校等での薬物乱用防止教室において、保護司・薬剤師等の薬物乱用防止指導員や保健所職員が、大麻等の乱用防止に加え、薬の適正使用に関する啓発を行っております。

このような取組を充実させるとともに、国における今後の動向についても注視しながら、引き続き薬の過剰摂取の防止に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 搬送して終わりではなく、救急搬送した消防職員が聞き取った情報を共有し、医療、福祉、教育で連携して必要な支援につなげる体制づくりを早急に求めます。

次に、教育・福祉で6問お尋ねします。

初めに、医療的ケア児専用スクールバスの整備について、取組の概要と今後の方向性を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 当初予算案に計上しております特別支援学校の通学環境整備におきまして、更新時期を迎えた中型バス1台に代えて、7名乗りの福祉車両4台を導入し、通学時間の短縮や車椅子座席の増加を図ります。

また、そのうち1台につきまして、看護師が同乗した医療的ケア児専用スクールバスとして、試行的な運行を計画しております。

この専用スクールバスを、医療的ケアが必要な児童生徒の在籍の多い清武せいりゅう支援学校で運行することとし、乗車マニュアルの作成や緊急時対応など、課題を整理しながら運行の在り方を検証してまいります。

今後とも、保護者の負担を軽減できる通学支援について研究してまいります。

○山内佳菜子議員 自宅から遠く離れて30分以上かけて学校に通っている保護者、子供たちもまだまだいます。今回の事業は、保護者から強い要望がある中で、看護師同乗は九州初の事業であり、心より感謝申し上げます。そして、さらなる拡充をお願いしたいと思います。

続いて、医療的ケア児や発達障がい児など、障がいがある6歳から18歳を放課後や長期休暇中に預かる放課後等デイサービス、いわゆる放デイについて伺います。

県内における放課後等デイサービスの過去5年間の事業者数と利用者数の推移について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県内における放課後等デイサービスの指定状況は、平成29年度末の121事業所に対し、令和4年度末では206事業所となっており、5年間で約1.7倍に増えております。

また、利用者数については、平成29年度末の1,679人に対し、令和4年度末で2,880人とな

り、こちらも同様に約1.7倍に増えているところ
です。

○山内佳菜子議員 約1.7倍、非常に急速に伸び
ていると受け止めています。共働きやひとり
親、障がいや特性のある子が増える一方で、そ
の受皿となる放デイも急速に増加する中、利用
者の争奪戦が起きているようです。

不正の報道のたびに国の求めるハードルも
年々高まり、「運営が厳しくなっている」「人
件費の高騰に報酬単価が見合わず、より不正が
横行するのでは」「低い賃金で職員を働かせな
いといけない。自分は無給である」、そのよう
な痛切な声も聞こえています。

放デイは、学校や放課後児童クラブといった
集団では目や手が十分に行き届かない子供たち
も含めて、一人一人に応じた適切な療育を提供
することで、社会の中で生きていく力を身につ
け、学ぶ楽しさを味わうことができる場所
です。

中には、本来の機能ではないものの、多忙な
児童相談所の支援からこぼれ落ちて、命の危険
すら迫っている子を支える放デイもあります。

また、学習支援は、子供や保護者のニーズが
非常に高いものの報酬単価が厳しく設定されて
おり、「必死で存続しているが、度重なる国の
制度変更に運営方法の転換も余儀なくされ、子
供や保護者、事業者も国に振り回されている」
と悲鳴や怒りの声も聞こえます。

そこで、放課後等デイサービス事業所をどの
ように拡充していくのか、福祉保健部長に伺
います。

○福祉保健部長（川北正文君） 現在、令和6
年度から3年間の各市町村のサービス見込量な
どを踏まえ、本県の障がい福祉サービスの提供
体制等を定める第7期宮崎県障がい福祉計画の

策定を進めております。

この中で、放課後等デイサービスについて
は、支援ニーズの高まりから、今後もますます
利用者数が増加していくものと見込んでおり、
引き続き、事業所の拡充が必要であると考えて
おります。

県としましては、今後も市町村と連携を図り
ながら、事業所の開設に必要な管理者等の養成
など、人材の確保や質の向上への取組を進める
ことにより、放課後等デイサービス事業所の充
実・拡充に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 疲弊した親子の最後のとり
でのような放デイの一つに、宮崎市の「寺子屋
MOMO」があります。「MOMOがあったから
私たち親子は救われた」という保護者もいま
した。運営者からは、「子供や保護者に寄り添
う利用者ファーストの社会の実現を」と強く求
められました。県には、現場の実情をしっかりと
把握し、国への要望や、県としての独自の取
組を御検討いただくよう要望したいと思いま
す。

続いて、不登校等対策強化事業に関連して3
問質問します。

1つ目は、要望が強いスクールカウンセ
ラー、スクールソーシャルワーカーへの予算を
ほぼ倍増するという事業です。

1年更新の会計年度任用職員という不安定な
雇用な上、生計が立てられず、兼職も多いた
め、活動時間の確保が難しい、公認心理師や社
会福祉士など有資格者の確保が難しいとの指摘
もあり、予算は確保いただきましたが、人材は
確保できるのか、資質向上も課題です。

そこで、スクールカウンセラーとスクール
ソーシャルワーカーについて、今後の人材確保
と資質向上に向けた取組について、教育長に伺

います。

○教育長（黒木淳一郎君） スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつきましては、その増員を、不登校対策の一環として当初予算案に計上しているところであります。

人材確保につきましては、これまでの臨床心理士会や社会福祉士会等の関係団体への協力依頼に加えまして、本年度は説明会を県内各地で実施し、教職経験者を含めた幅広い方々に対して、仕事内容や募集要項等について説明し、新規の採用者の確保を図っております。

また、資質向上につきましては、年2回の合同連絡協議会で専門家による研修を実施したり、スーパーバイザーを配置して、個別の事案に対する専門的な指導や助言を受けられる機会を確保しております。

今後も引き続き、これらの取組を充実させてまいります。

○山内佳菜子議員 2022年の不登校児童生徒2,668人、暴力行為263件、いじめ認知件数8,289件、課題は山積しています。課題共有や効率的な活動、ピアカウンセリングの場として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー同士で横のつながりをつくることができなんでしょうか。

名古屋市では、スクールカウンセラーなどを常勤化しています。問題が起きたら即時対応、未然防止にも取り組めます。何より、学校内ですらスクールカウンセラーなどの役割が十分に知られていない中で、理解が深まったという利点も指摘されています。限られた人数の効果的な配置、役割、活動について研究を求めます。

不登校の児童生徒のため、学習指導要領に縛られないカリキュラムが組める学びの多様化学校（旧不登校特例校）について、県内では、延

岡市、宮崎市が中学校を開設すると公表しました。非常にありがたい動きです。

義務教育で自動的に卒業できる小中学校と違って、高校は単位修得できなければ留年。卒業できないという点を何とかクリアできないかという要望が、保護者や不登校支援団体からも上がっています。

福岡県は、全国で初めて県立高校としての設置を決めました。本県は11月議会で「現在、設置する予定はない」と答弁していますが、改めて確認します。

県において、学びの多様化学校の設置に向け取り組む考えはないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校対策の一つとして、授業時間数を減らすなど、子供の実態に応じた教育課程を編成できる学びの多様化学校の役割は、大変重要であると考えておりまして、現在、議員の御質問にもありましたとおり、2市が質問を[※]発表いたしました[※]が、今後も求めに応じて適切な情報を提供し、対応してまいります。

なお、県においては、学びの多様化学校の予定はありませんが、次年度、不登校支援の要として、県教育支援センターの設置を予定しております。特に高校生につきましては、ICTを活用した遠隔授業の送受信による単位修得の研究等も行ってまいります。

今後も、不登校の児童生徒へ確実に支援を届けられる体制の整備と居場所の確保に努めてまいります。

○山内佳菜子議員 教育長が御説明いただいたような形で高校生の単位修得を確立した施設は、まだ全国にはない中で、研究に取り組んでいただけるということは感謝いたします。

ただ、オンラインで修得できる単位には上限

があり、それだけでは卒業できません。遠方の児童生徒の通学が県内1か所だけで大変という問題もありますので、引き続き、学びの多様な学校を含めて、児童生徒の多様な学び、生きる力を支える研究をいただくよう求めます。

次に、今年度本格的な取組が始まった連携について確認します。

フリースクールなど民間団体について、今後どのように連携を図っていくのですか。また、財政的支援を行う考えはないか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今年度、フリースクールなどの民間団体及び市町村教育委員会を交えた連絡協議会を2回開催いたしました。その中で、連携の在り方を協議したり、出席扱いについて、国の示す要件を基に相互に確認したところであります。

県教育委員会といたしましては、次年度も引き続き、連絡協議会において、フリースクール等との意見交換などを行ってまいります。

また、今後は、フリースクール等の情報をホームページやリーフレットに掲載すること等を通して、広く県民に情報を提供してまいります。

今後とも、国の動向を注視しながら、フリースクール等にどのような支援ができるのか研究してまいります。

○山内佳菜子議員 リーフレットの作成やネットでの情報公開など、非常に期待しています。よろしく願いいたします。

連携には情報共有が不可欠です。県や市町村の不登校対策の取組、出席扱いの基準作成状況、連絡協議会の開催概要などの積極的な情報公開を求めます。フリースクールへの財政的支援は、11月議会で紹介した福岡県以外でも、そ

の後も徐々に拡大しています。県の御英断をお待ちしています。

これで教育・福祉についての質問を終わり、福祉・保健について7問お尋ねします。

少子化対策、誰もが安心・安全な子育て環境を整えるための産後ケア事業について伺います。

こども家庭庁の事業で、今年度末までに全国での実施が目標と掲げられており、本県も既に全市町村で実施されていると確認しています。ただ、その実態は各自治体に委ねられており、県としてはつかんでいません。

広島県では、県が主導して、医師会や助産師会、産婦人科医、理学療法士や保育士、心理士など多職種で連携し、提供内容や実施率の把握、ケーススタディーなどの情報共有や情報交換ができる場を設けています。県全体で質の向上を図る取組が必要です。

そこで、産後ケア事業の質的な評価の必要性について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う上で、大変重要な取組であります。

産後ケア事業には、短期入所型、通所型、居宅訪問型の3つの実施方法があり、現在、県内全ての市町村において、いずれか1つ以上の方法により事業が実施されています。

県では現在、各市町村の実施状況の共有等を行っているところですが、今後、産後ケア事業をさらに効果的に実施していくためには、質的な評価も重要となりますことから、実施主体であります市町村や関係機関とも連携し、評価の

実施方法等について検討してまいります。

○山内佳菜子議員 評価方法を検討いただけるとのこと、ありがとうございます。幅広い職種が関わる事業ですので、情報交換ができる場づくりもぜひ御検討ください。

産後ケア事業の実施主体は市町村ですが、医療機関や助産院がない中で、実施できない市町村もあります。部長から御説明いただきました、来所した利用者サービスをする通所型の実施は26市町村のうち22市町村、利用者の自宅に行く居宅訪問型の実施は21市町村、また、病院や助産所に宿泊して休む短期入所型が一番少なく14市町村の実施にとどまり、残り12市町村ではサービスを受けることができません。

そこで、産後ケア事業における市町村に対する県の支援を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県内全ての市町村で、様々なニーズに応じた産後ケア事業の充実を図るためには、人材の育成や、支援を必要とする方が希望するサービスを利用できるための体制が必要です。

このため県では、市町村の保健師などを対象として、専門的な知識を身につけるための研修や、市町村及び医師会等と実施状況や課題などを情報共有するための意見交換を行っております。

また、市町村によっては、委託先となる医療機関等がないとの声もありますことから、医師会や助産師会等の関係機関と連携し、広域での実施に向けた支援に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 市町村域を超えてサービスを受けられないか、御検討いただけるとの前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。日本一生き育てやすい宮崎づくりのためにも、ぜひ実現させてください。

次に、医療的ケア児等短期入所拡大促進事業について、22日の山下議員から事業所や家族会による要望があったこと、また厳しい運営のお話をいただきましたので割愛いたしますが、医療型と福祉型を対象とするのは九州で初めてで、皆さん大変喜ばれております。私からも感謝申し上げます。

この事業は短期入所施設数を増やすことを成果指標に掲げていますが、医療的ケア児等短期入所拡大促進事業を活用し、短期入所施設をどのように拡充していくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、医療的ケア児等を受け入れる短期入所施設の受入れ拡大のため、受入れ実績に応じて事業者へ助成する新規事業「医療的ケア児等短期入所拡大促進事業」を当初予算案に計上しております。

また、これまで医療的ケア児支援センターにおいて、短期入所施設の利用に係る相談に対応するとともに、事業者への施設・設備の整備に対する補助や、医療的ケアに対応できる人材の育成なども行っております。

これらの事業を今回の新規事業と一体となって取り組んでいくことにより、本県における短期入所施設の拡大促進が図られ、医療的ケア児等の受入れ体制の充実につながるものと考えております。

○山内佳菜子議員 人材育成については、医療的ケア児の命を24時間預かり、移動や入浴、着替え、吸引などを身につけるには、最低2週間程度の実地研修が必要と支援団体が提案しています。

また、情報不足で、「支援が必要な医療的ケア児・家庭と事業所がつながることが非常に難しい」との声も聞いていますので、県の医療的

ケア児支援センターを核とした実態調査の実施やケース会議での情報共有、当事者と支援者、事業所をつなぐ体制づくりに向けた取組も要望したいと思います。

次に、4月に施行される女性支援新法について伺います。

女性が安心して自立への道を歩めるよう、就労や住宅の確保など、一人一人の必要に応じて支援するための法律です。本県の女性相談所は、女性相談支援センターと名称も役割も大きく変わる節目です。

そこで、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の施行に当たり、本県の課題とその対応を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 困難女性支援法では、女性支援を行う民間団体等との協働による切れ目のない支援の実施が基本理念として掲げられており、その実現に向けた支援者間の連携体制の構築が今後の課題と認識しております。

このため、民間団体同士の横のつながりや役割分担による支援などを議論するための意見交換会を今年1月に初めて実施するなど、法律上の支援調整会議設置の準備を進めています。

また今年度から、多様な一時保護先を確保するため、民間シェルターの環境整備を支援しており、令和10年度末までに、一時保護委託先を現在の倍の10か所とする目標を設定しました。

今後も女性相談支援センターを中心に、民間団体とより緊密な連携体制を構築し、女性支援に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。この法律では、行政と民間団体との連携ではなく、さらに強いつながりを示すための協働という言葉が使われております。

そのような中で、1月の意見交換会は非常に好評だったと聞いていますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

また、受け入れる女性に必要な支援に応じて、県が持つ一時保護所と民間団体が持つシェルターで役割分担を行うとのことで、今後のさらなる協働に期待しています。

また先日、NHKで報道されましたが、役割が増えたのですから、沖縄県のように人員体制の増員、処遇の改善が必要です。今朝の朝刊でも、自治体職員の非正規職員が6.9ポイント増えたとの報道もあり、今や5人に1人の時代です。県民生活を支える職員が不安定な状態であってははいけません。それを支える職員の体制の強化も求めたいと思います。

続いて、コロナワクチン接種後遺症について2問伺います。

県内在住の方から、コロナワクチン接種後、体調が悪い日が2年たった今も続いており、新型コロナウイルス接種後遺症と診断されたと相談を受けました。

そこで、本県の新型コロナウイルス接種に係る国の健康被害救済制度への申請及び認定状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 令和6年2月19日現在、累計で81件の申請が行われており、このうち認定が38件、否認が7件、審査中が36件であります。

○山内佳菜子議員 ありがとうございます。私に相談してくださった方は、接種した医療機関で受診しても異常がなく、2件目の医療機関で血液検査などをして異常はなかった。その後、ようやく診断書をもらえたとのこと。申請には診断書が必要ですが、なかなかそれがもらえないのが現状です。

「たらい回しや気のせいと言われて、診断してくれる医療機関はなかなかない。申請の書類準備も大変で、認定にも非常に時間がかかっている」と御苦勞されています。

そこで、健康被害に悩まれている方々へのフォローが重要であると考えますが、県の取組状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、新型コロナウイルス接種後の健康被害に悩まれている方への相談窓口を設置しているところです。

相談窓口では、看護師等の専門職が内容をお聞きした上で、必要に応じて、かかりつけや接種した医療機関を受診するよう案内しております。

これらの身近な医療機関での対応が困難な場合には、総合的な診療が可能な医療機関へ紹介を行うなどの診療体制を構築しております。

今後、ワクチン接種後の健康被害で悩まれている方が円滑に受診できるよう、また、国の健康被害救済制度を通じて必要な医療費等の給付を受けられるよう、市町村と連携しながら、引き続き、診療体制の確保や救済制度の周知を行ってまいります。

○山内佳菜子議員 昨年度、県は、コロナ後遺症の医療機関への実態調査や県民アンケートを実施しています。ワクチン接種後遺症についても実態調査を行い、必要な診断・治療ができる医療機関へ確実につながる仕組みづくりを求めます。

続いて、1年前の2月議会でも取り上げましたが、本年度初めて県が行った高次脳機能障がい実態把握調査について、進捗状況及び今後の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、昨年9月から11月にかけて、県内の医療機関や障害

福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者の方々などを対象に調査を実施し、今年14日に、宮崎大学医学部や理学療法士会、作業療法士会などから各分野の専門家にお集まりいただき、調査結果に関する検討会を開催しました。

現在、検討会でいただいた御意見等を踏まえ、報告書の取りまとめを進めており、次年度の高次脳機能障がい支援連絡会議において、その内容を報告することとしております。

今回の調査により、当事者のニーズを把握するとともに、支援機関の連携に関する課題を明らかにすることで、地域支援ネットワークの構築に向けた検討を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 当初、年度内にはまとまるのではないかと伺っておりました。今回の質問作成に当たり、丁寧な分析が必要とのことで、現段階では会議での資料も見せることはできない、回答数すら今の時点では出せないという御回答でした。

今日も家族会の方が傍聴してくださっています。高次脳機能障がいの御本人、御家族の困っていること、求めていることに、どれだけ県は寄り添っているのでしょうか。どのような思いで結果や取組を待ち望んでいるか、知事にしっかりと受け止めていただきたいと思います。

続いて、環境の観点から3問伺います。

私が住む大宮地区の県立平和台公園は、緑豊かで展望もよく、観光客や県民に親しまれています。一方、樹木も成長して、「展望をよくするために伐採できないだろうか」などの御意見もあり、レストハウスの老朽化も目立ちます。

そこで、県立平和台公園の整備方針について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県立平和台公園は、昭和32年に開園し、観光地として、ま

た、レクリエーション施設や自然と触れ合うための施設もあることから、広く県民の憩いの場として親しまれているところでもあります。

一方、開園から70年近くが経過し、レストハウスや、はにわ館等の老朽化のほか、樹木による展望の阻害が課題となっております。

このため、現在、建物の健全度調査や来園者へのアンケートを実施しており、今後、検討会を設置し、有識者や地元自治会など様々な立場から、建物の整備や樹木管理の在り方について意見を伺うこととしております。

県としましては、多くの方が訪れ、これまでに以上に親しまれる公園となるよう、計画的な施設整備や適切な管理に取り組んでまいります。

○山内佳菜子議員 地元住民や専門家を交えて、今後の在り方を御協議いただけるということ、とてもありがたいお話です。ありがとうございます。今後の公園整備に期待しております。

緑や花に囲まれた美しい宮崎が保たれているのは、宮崎交通の岩切章太郎翁の取組、そして本県が全国で初めて制定した沿道修景美化条例が背景にあると伺っております。

近年では、ランキュラスやビオラなど宮崎で生まれた花や種苗家が全国の花の愛好家に愛されており、国内外から観光客を呼び込む宝にもなるとお話しされる方もいらっしゃいます。

国スポでも全国から来県する参加者に売り込むチャンスだと考えますが、これまで沿道修景美化条例に基づいて道路環境の保全に努めてきた中で、令和9年に開催される国スポ・障スポに向けての取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、道路は風景であり、情景を創る生活空間であるとい

う沿道修景美化条例の理念に基づき、花と緑にあふれた道路環境の創出や保全に努めてきたところでもあります。

特に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けましては、空港や駅、競技会場周辺、沿道修景植栽地区を中心として、魅力的な沿道環境の整備に取り組むこととしており、現在、県道宮崎空港線での県民との協働による花植えや、熊本方面からの九州中央自動車道につながる国道218号での大会を彩る樹木の植え替えなどを計画的に進めているところです。

県としましては、引き続き、美しい宮崎づくりの取組と連携しながら、おもてなしの心で多くの方をお迎えしたいと考えております。

○山内佳菜子議員 宮崎で生まれた花を、ぜひ今後も観光や産業に生かしていただきたいと思えます。

環境の3問目になります。

2024年物流問題を前に、私たち県民連合立憲会派は、市議とも連携して勉強会を開催しました。労働時間の上限規制などにより、本県では2025年末に輸送能力が32%も不足するという深刻な試算もある中、県内の物流・宅配を担う業界の労働組合トップにもお越しいただき、本県の再配達率は約12%で、数%下がるだけでも、労力的にもCO₂削減にも大きな効果が期待できるという厳しい現状を御報告いただきました。

再配達で消費される労働力は約1.8億時間、再配達のトラックから排出されるCO₂は約42万トンという国の試算もあります。

そのような中、2024年問題対策、環境対策のために、1回で受け取りが可能になる宅配ボックスの設置を補助する動きが、国やほかの自治体で始まっています。隣の大分県でも実施され

ていますが、宮崎県、県内市町村には、現時点で補助事業はありません。

宮崎県第四次環境基本計画には「宅配物1回受け取りの推進」が明記されていますが、再配達に伴うCO₂排出削減に向けて、補助事業などにより宅配ボックスの設置を推進する考えはないか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） ネットショッピングの利用拡大、単身や共働き世帯の増加に伴って再配達が増えることで、CO₂排出量が増加することになります。

このため県では、テレビCM等を通じて、県民に、宅配ボックスの活用や配達日時の指定などによる再配達の防止について、普及啓発を行っているところです。

また、運送事業者の配送におけるCO₂排出削減策として、電気自動車の導入経費を補助する事業を補正予算案に計上しております。

引き続き、議員から御紹介のありました、他の自治体の宅配ボックス設置に係る支援の事例も参考にしながら、関係部局と連携して効果的な施策を検討してまいります。

○山内佳菜子議員 関係部局と連携して検討いただけるという、前向きな御答弁をいただいたと受け止めております。ぜひ今後もよろしく願いいたします。

次に、9月議会から質問させていただいている図書館に関連して3問伺います。

今日の宮日でも報道されておりました電子図書館サービス拡充事業の実施設計に当たり、県立図書館として初めて、市町村立図書館の電子書籍や収蔵率の実態調査を行ったと伺いました。

そこで、市町村立図書館における電子書籍の導入や図書収蔵率の状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立図書館が新たに電子書籍を導入するに当たり、令和5年12月から令和6年1月にかけて実施いたしましたアンケートによりますと、電子書籍は現在、2つの市において導入されており、その他の市町村においては、検討中または未検討という状況でありました。

あわせて、図書の収蔵状況についても調査したところ、多くの図書館において、高い収蔵率にあるとの回答を得ております。

ここで答弁の修正をさせていただきます。

先ほど、学びの多様化学校の御質問の際に、「2市が設置」とお答えすべきところを「2市が質問」とお答えしました。修正いたします。失礼いたしました。

○山内佳菜子議員 続けて、その状況を踏まえた今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 電子書籍につきましては、県立図書館への導入を当初予算案に計上しておりまして、県が導入することにより、居住地の市町村にかかわらず、全ての県民の方に利用していただくことが可能となります。

現在、各市町村立図書館の状況やニーズを基に、導入する電子書籍の内容等について分析を進め、県民が利用しやすい電子図書館サービスの在り方について研究しているところであります。

また、各市町村立図書館の図書収蔵率の詳細につきましては、さらに聞き取りを進めてまいります。

○山内佳菜子議員 今回の答弁では、具体的な数字がもうちょっと御回答いただけるかなと思ったのですが、そのような状況が見えず、ちょっと残念です。

今後、別途本格的な全県調査を行うと伺って

います。その際は、図書館の利用者である県民にも明快に現状や課題が分かるような説明、数字、情報公開が必要であり、強く求めます。

引き続き伺います。県立図書館の整備について、中長期的な視点での今後の取組を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立図書館は、県民の皆様にとって大切な学びの場であり、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ重要な施設であると考えております。

県教育委員会といたしましては、導入する電子書籍や図書の収蔵について、他県の情報を収集するとともに、関係団体や有識者などを交えた協議会を設け、中長期的な方向性についての研究を進めてまいります。

また、市町村立図書館のほか、大学図書館等を含め、全県的な図書館の役割分担を踏まえた新しいネットワークを構築し、県民に愛され、親しまれる図書館づくりを目指してまいります。

○山内佳菜子議員 今回、新たな情報として、有識者を交えた協議会を設けて研究いただけるという、前向きな御答弁をいただいたと受け止めております。ありがとうございます。

知の拠点であり、憩いの場でもある図書館が今後どうなるかは、県民の関心も非常に高いテーマです。協議の内容を積極的に公開し、県民が「私たちの図書館」と当事者意識を持てるような協議の形を模索いただくよう求めたいと思います。

最後に、ハラスメントに関連して2問伺います。

昨年7月、刑法が改正されました。「魂の殺人」と言われる性犯罪について、被害者などから実態に合っていないという声が高まり、同意

がない性加害が犯罪になり得るとして、「不同意性交罪」「不同意わいせつ罪」が新設されました。

本県の教職員の懲戒処分の基準を拝見しましたが、教職員が性的言動を行った場合、児童生徒が相手の場合は、児童生徒の同意の有無に関係なく、最も重い「免職」です。しかし、児童生徒以外の例えば教職員間の場合、「相手の意に反することを認識の上で」行った場合という条件づけがなされており、今回の法改正の趣旨に沿った内容であるか疑問が残ります。

そこで、教職員間のセクシュアルハラスメント事案について、関係法令等の改正を踏まえた県教育委員会の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） セクシュアルハラスメントの防止につきましては、コンプライアンス推進上の重要課題の一つと認識しておりまして、定期的な自己点検や研修等を実施してまいりました。

また、児童生徒への対策として、関係法令を踏まえた啓発資料を作成し、研修で活用するなど、教職員の意識をさらに高めているところであります。

教職員間のセクシュアルハラスメントにつきましては、相談窓口の周知など、組織として対応する体制づくりに努めてまいりました。現在、令和5年7月の刑法の一部改正を受け、セクシュアルハラスメントに係る懲戒処分の基準について、見直しに向けた検討を進めているところであります。

今後も、関係法令等の動向を踏まえながら、適切かつ厳正に対応してまいります。

○山内佳菜子議員 現在、法改正に対応でき得るかどうか、検討がなされている、確認がなさ

れているという御答弁だったと受け止めております。ありがとうございます。教育委員会にかかわらず、県警、知事部局をはじめ県庁組織内でも、法改正や時代情勢に応じた柔軟な改正を求めたいと思います。

私がこの質問をしたのは、県内の学校に非常勤講師として勤めていた女性との出会いです。

メッセージを預かったので読ませていただきます。

2016年に被害に遭い、この3月で8年、教育委員会からの二次被害を受けるようになり、7年が経ちます。本当に苦しく長い時間です。

たくさん子どもたちの成長に携われることの喜びと感謝をもって、誠心誠意働くことができた小学校での教員生活は私の誇りでした。私が受けた性被害と教育委員会の対応は本当に「教育に携わる人たち」が行うことなのだろうかと、信じられない気持ちと虚しさで胸が押しつぶされ、私だけでなく、家族までも苦しめていることが、今でもとても辛く、悔しく、絶対に許せません。忘れることもできず、終わったことにもできません。

当事者として真実が知りたいという思いをかわされ続け、問題が何ら解決されないまま時間が過ぎていきます。学校の仕事も失い、ひどい挫折感に打ちのめされ、生活が、心が壊れました。私の日常は「教育に携わる人たち」によってあつという間に狂わされ、将来に対する希望どころか当たり前の毎日を失いました。

この7年間、何度も心を踏みにじられ、非常勤講師だった私はねじ伏せるには何でもない、なかったものにできるとされているようにしか思えませんでした。

今でも「職場における性暴力に対する認識」が変わる可能性を信じたい気持ちと、教育機関として、自浄作用のある組織になってほしいという望みを捨てきれないでいます。

そこで、改めてお願いしたいことがあります。

相談者や聞き取りの対象となる人が管理・監督者であるか否か、正規雇用者であるか否かを問わず、誰もが加害者又は被害者になり得ることを前提に、実質的かつ実効性のある方法を実践し、全ての職員の心身の健康が守られる職場環境の実現に努めていただきたい。そのためにも、相談者に対応する担当者には、公正・中立な配慮、事実調査や手続き説明の際、心情やプライバシーに配慮いただくよう、お願いいたします。

身近に起こり得る性暴力について、知事、部局長、教育長など強い立場にいる方々から自分事、自分の家族の身に起こることとして考え、被害者が職場を追われることがなくなるよう、性暴力を許さない、被害者も加害者も生まない社会になることを心から願います。

というメッセージです。

そこで、知事に伺います。職場におけるハラスメントへの対応と防止について、県民に向けた強い知事のメッセージをお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ただいまのメッセージ、重く受け止めたところであります。

職場におけるパワハラ、セクハラ等のハラスメントは、職場での優越的な関係などを背景に、個人の人格や人間らしく生きる権利を傷つけ、共に働く人々の意欲も著しく損なう、許されない行為であります。

このため、県といたしましては、今議会に提

案しております宮崎県人権施策基本方針(案)において、「働く人」に関する項目を新たに盛り込み、官民が連携して、啓発・研修や相談・支援体制の充実等を進めることとしております。

ハラスメントが疑われる事案が発生した場合には、県も組織内の事案にはしっかりと対応してまいります。それぞれの事業者におかれましても、当事者に寄り添いながら適切に対応し、安心して、やりがいを持って働くことのできる職場づくりに取り組んでいただきたいと考えております。

また、県民の皆様も、差別や偏見をなくし、多様性を認め合うなど、人権が尊重され、ハラスメントのない社会づくりに協力していただきたいと考えております。

○山内佳菜子議員 セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、様々な被害で苦しんでいる方々が今もいらっしゃいます。そのことに思いをはせて、この代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時15分散会